

大分県報

平成十七年
四月一日
号外（九〇）

（金曜日）

目次

告示

包括外部監査契約の締結	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）	一
大規模小売店舗に関する意見	二
道路の供用開始	三

訓令

大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正	三
大分県公害保健対策本部設置規程の一部改正	三

○告示

大分県告示第五百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十七年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十七年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 古庄 研二

住所 大分市大手町一丁目二番三十二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

精算払とする。

大分県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成十七年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

別府民衆駅南名店街

別府市駅前町十一番七号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社別府ステーション・センター
代表取締役社長 川野 敬雄

別府市大字別府千九百三十八番地

3 変更した事項

（一）大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

変更前 株式会社ダイエー 代表取締役 高木 邦夫

変更後 株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見 敏男

4 変更の年月日

平成十六年十月二十二日

二 届出年月日

平成十七年三月十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成十七年四月一日から
平成十七年八月一日まで（公示から四月間）

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び別府速見地方振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成十七年八月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下

「氏名等」という。）を記載した意見書を別件速見地方振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成十七年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日田ショッピングバザール

日田市南元町一番地一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

サン総合開発株式会社

代表取締役 志 村 直 也

福岡県福岡市博多区祇園町七番二十号

有限会社紅屋

代表取締役 加 藤 正 孝

日田市元町十九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

変更前 株式会社ダイエー 代表取締役 高 木 邦 夫

変更後 株式会社ダイエー 代表取締役 蓮 見 敏 男

4 変更の年月日

平成十六年十月二十二日

二 届出年月日

平成十七年三月十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成十七年四月一日から
平成十七年八月一日まで（公示から四月間）

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び日田地方振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成十七年八月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を日田地方振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大分市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成十七年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク羽屋店・サンドラッグ羽屋店

大分市大字羽屋字浅見田百二十九番一ほか

二 意見の概要

夜間に発生することが予測される自動車走行騒音について、敷地境界線の騒音レベルの最大値がg地点において五十七・四dBであり、騒音規制法の夜間の規制基準を超えていることを指摘する。

荷さばき作業について、荷さばき作業地点No・一、No・二ともに民家に隣接しており、等価騒音レベルは規制値以下であるが、騒音レベルは騒音規制法の規制基準を超えており配慮が必要である。

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成十七年四月一日から同年五月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分地方振興局

大分県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年四月一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道三重野津原線

豊後大野市大野町大字田中字永田八九番三から豊後大野市大野町大字田中字永田八八番八まで

平一七・四・一

○訓 令 甲

大分県訓令甲第三号

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「福祉保健部医務薬事課長」を「福祉保健部医務課薬務室長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第四号

福 祉 保 健 部
生 活 環 境 部
県民保健福祉センター及び保健所
大分県立看護科学大学

平成十七年四月一日

大 分 県 立 病 院

大分県衛生環境研究センター

大分県公害保健対策本部設置規程（昭和四十九年大分県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第三項中「保健所」を「県民保健福祉センター及び保健所」に、「並びに」を「並びに」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県報号外（告示・訓令甲）